

Q 2 : 不登校支援でスクールカウンセラーや関係機関との連携を図る際に、どんな点に気を付けたらよいか教えてほしい。

A : 児童生徒への指導・支援の中心は学校である。しかし、学校だけでは対応が困難な状況にある児童生徒への指導・支援を考える際には、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図る必要がある。校内で学年主任や児童指導主任・生徒指導主事、教育相談係と相談し、児童生徒への指導・支援について必要な情報をまとめ、場合によっては校内のケース会議等で、関係機関との連携の必要性について話し合うことが必要である。

その際、関係機関との連携の窓口となる教員を決めておくこと、関係機関との連携を通して支援した後の児童生徒の姿をイメージしておくことが大切である。

以下に連携の流れ及びチェックリストを示す。

1. 関係機関との連携の流れ

(1) どのような機関と連携するか話し合う

連携先としてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会や教育事務所、教育センターや教育研究所、適応指導教室、児童相談所、市町の児童福祉担当課、民生委員、警察、小児科・内科・心療内科等の医療機関などが考えられる。これらの機関と日頃から積極的に情報交換や連携に努め、長所は何か、期待してよい役割はどのようなものか等について、十分に理解を深めておくことが必要である。

- それぞれの機関の電話番号・住所・担当者等の確認をしている。
- それぞれの機関の特徴（長所・短所）を把握している。
- ケース会議等で話し合い、連携先が決定している。

(2) 連携の方針を決める

学校で「できること」「できないこと」を見極め、学校ができない点を外部の専門機関などに援助をしてもらうことが連携である。このような連携は、コラボレーションの考え方を基に行うことが原則である。コラボレーションとは、専門性や役割が異なる専門家が協働する相互作用の過程を指す。具体的には、教育の専門家である教員が医療や心理の専門家と一緒に、児童生徒の問題の解決に向けて、共に協力し対話し合いながら、児童生徒に対し支援を行うことである。

- 連携の方針（連携機関にどんな支援を依頼するか等）が決定している。
- 校内体制が整備され、学校側の担当者が決定している。
- 提供する情報の準備ができています。（実態把握票の活用等：次ページ参照）

方針決定後

連携スタート

(3) 定期的に情報交換を行い、児童生徒の様子や支援の進捗状況を確認する

スクールカウンセラーや連携先の機関に任せきりにならないように注意する。進捗状況を定期的に確認し、連携機関による助言等から対応の再確認が必要になる。また、教員が一人で抱え込まないよう校内体制のチェックをする。さらに、スクールカウンセラー等の調整機能を働かせることにより、互いの役割が認識され、具体的な方向性が明らかになり相互支援の相乗効果が期待される。

- 連携先と情報共有を継続している。
- 学校側の対応について再確認を行っている。
- 担当の教員の負担等（教員が一人で抱え込んでいないかなど）、校内体制のチェックを行っている。

2. 実態把握票の活用

連携の際には児童生徒の様子を的確に把握しておく必要があるため、以下のような実態把握票を活用する等が考えられる。

氏名		年組	番氏名	男	女
部活動	出席状況		欠席 日	遅刻 回	早退 回
出身小学校	主な理由 () / 現在				
成績	得意科目				
交友関係	不得意科目				
進路希望					
その他					
対象生徒が困っていると思われるところ					
その中で、比較的うまくいっているところ、例外的にうまくいっているところ					
対象生徒のよいところ、努力しているところ					
クラスの状況及び対象生徒とクラスとの関係					
学級、教科指導、部活動等で対象生徒に対し配慮、工夫しているところ					
本人や保護者の願い					

※手書きで結構です。

児童生徒の出席状況や成績、交友関係などの基本的な情報を記入する。家庭環境等は「その他」に記入する。

児童生徒が困っているところを具体的に記入する。どのような場面・状況で困っているのかを詳細に記入する。うまくいっているところがあれば記入し、連携先との対応に生かす。

児童生徒のよいところ、努力しているところを具体的に記入する。状況なども詳しく記入するとよい。

児童生徒の所属するクラスの状況やクラスとの関係を記入する。普段の人間関係から分かることを連携に生かす。

児童生徒に対して現在配慮や工夫していることを記入する。この部分を連携先と協議し確認・改善していく。

本人や保護者の思い・願いをあらかじめ確認しておき、連携先に確実に伝える。これによって対応を柔軟に変えていくことが考えられる。

『欠席が気になる児童生徒への指導のヒント
～不登校の初期対応～』（H30.3 総教セ）より抜粋

今後も、校内で全てを解決しようとせず、それぞれの事案に応じて関係機関と連携し、組織的に対応していくことが望まれる。

参考資料

いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～	H31.3	県教委
欠席が気になる児童生徒への指導のヒント～不登校の初期対応～	H30.3	総教セ
スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック	H29.3	県教委
生徒指導提要	H22.3	文科省